

キッズスクール会員会則

1. 総則

第1条(定義)

本会則によって定める条項は株式会社セリオが管理運営を委託した株式会社ヴェルディ(以下会社という)が運営・管理を行う施設(以下総称して「本クラブ」という)に適用されるものとします。

第2条(目的)

本スクールの会員が、クラブ内の諸施設を利用して、心身の健康維持・増進、会員相互の親睦、社会性を図ることを目的とします。

2. 会員

第3条(会員)

- 本スクールは会員制とし、入会する際に定められたスクール会員(以下会員という)で契約し、利用範囲に応じて諸施設を利用することができます。
- 会員の契約期間は、会社が別途定めた期間とし会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。
- 会員の責任事項は全て親権者の責任とします。

第4条(入会資格)

本スクールに入会の資格を有する方は、18歳以下で、親権者が本会則を承認し入会を希望するものとします。また、次の場合は入会することができません。(但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)

- 感染症および感染性のある皮膚病の方。
- 親権者が暴力団関係者。
- 本人または親権者に刺青のある方。
- 入会に先だって、本スクールの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがあると判断された方。
- 会社が他の会員に迷惑をかける恐れがあるまたは、その他好ましくないと判断した方。
- 本人または親権者が過去に本クラブで除名処分となったことがある、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方。

第5条(入会手続き)

- 本スクールを利用する方は、本会則を承認の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入し会社の承認を得、契約を行う事により会員となります。
- 会員資格を喪失した方が、本クラブに入会を希望する場合、会社は資格喪失理由により、諸会費・諸料金の割引を適用しない場合があります。

第6条(親権者の責任)

入会を希望する場合は、親権者が入会申込みを行うものとします。この場合、親権者は本会則に基づく責任を全て負うものとします。

第7条(会員証)

- 会社は会員に対して会員証を発行しこれを貸与するものとし、会員は本クラブの施設を利用するときは、会員証を必ず携帯し入退館時に提示いただきます。

- 2.会員は会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を返還していただきます。やむをえず返却できない場合は親権者の責任において、切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。
- 3.紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。
- 4.会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。

第8条(諸会費・諸料金)

- 1.会員は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。
- 2.諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めます。
- 3.利用回数の有無にかかわらず、書面にて退会手続きを完了した退会月迄は、月会費のお支払いが必要となります。尚、諸会費・諸料金の一括払い・前払い契約期間中に退会した場合は、会社が別途定める基準によるものとします。
- 4.会社は本クラブの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、施設内への掲示等において告知するものとします。
- 5.月会費を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の月会費は支払わなければなりません。
- 6.一旦納入いただいた諸費用は、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合のみ返還いたします。

第9条(コースの受講)

- 1.会員は種目とクラスにより構成されるコースを受講しなければなりません。(コースの内容、料金、会員の受講資格については別途定めます。)
- 2.会員は、会社が認めた場合に限り、コースの振替受講ができるものとします。振替受講を希望する場合は、会社指定日までに所定の方法で手続きを行うものとします。

第10条(退会)

会員本人の都合による退会は、親権者が退会希望月の23日迄(休業日の場合は翌営業日)に来店し書面にて所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。また、23日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。退会月の会費は、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払いの義務を負うものとします。代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。

第11条(会員資格の譲渡、貸与)

会員は、如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡または貸与することはできません。

第12条(会員の休会)

- 1.会員本人または親権者の都合により1ヶ月以上の長期にわたり本クラブを利用できない場合は、休会希望前月の23日迄(休業日の場合は翌営業日)に来店し書面にて所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより休会することができます。
- 2.休会会員は、本人または親権者の申し出により随時復会することができます。復会日より所定の月会費をいただきます。また、1ヶ月以内の復会は休会の取り消しとなり、当該月会費のお支払いが必要となります。
- 3.代理人による手続き又は電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。

第13条(諸手続き)

- 1.会員はコースの変更等の手続きを、別途定める所定の方法で完了しなければなりません。
- 2.会員は入会申込書の氏名・住所・連絡先に変更があった場合、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。
- 3.会社が会員あてに郵便物で通知する場合、会員から届出のあった最新の住所あてに行き、発送をもって効力を有するものとし、不到達等以後の責を負いません。
- 4.会員が連絡先の変更を怠った場合、もしくは郵便物を希望しない場合は、会社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到

達したものとみなすことに異議はないものとします。

第14条(会員除名)

会員または親権者が次のいずれかに該当した場合、会社は、資格停止処分あるいは除名処分等の処分をなすことができます。また、各項に該当し除名を受けた会員は、その後会社の運営するすべての施設に入会および立ち入ることができないものとします。(但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)

1. 本会則、その他会社が定める諸規則に違反したとき。
2. 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
3. 諸会費、諸料金の滞納、遅延など支払いを怠ったとき。
4. 入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき。
5. 会社が本クラブの会員としてふさわしくないと判断したとき。
6. 他の会員に対する迷惑行為、本クラブの運営に支障を与えるような行為をしたとき。
7. 第23条各号の禁止行為を行ったとき。
8. その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

第15条(会員資格喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

1. 退会したとき。
2. 除名されたとき。
3. 死亡したとき。
4. 本クラブを閉業したとき。
5. 月会費を3ヶ月以上滞納したとき。

第16条(健康管理)

会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。

3. 施設利用

第17条(会員外利用者)

会社は、特に必要と認めた場合、同伴者・会員以外の方(以下、会員外利用者という)に本クラブの施設へ入場、利用させることができます。会員外利用者についても会員と同様に本会則を適用します。

第18条(諸規則の厳守)

会員は本クラブ施設利用に際して、本会則および会社が別途定める規則、注意事項を厳守し、本クラブ内では従業員の指示に従っていただきます。

第19条(入場禁止・退場・施設利用制限)

会社は下記の項に該当する方に入場禁止、退場および施設利用の制限を命じることができます。

1. 感染症および感染性のある皮膚病の方。(但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)
2. 健康状態により、会社が運動することを好ましくないと判断された方。
3. 会社が、他の施設利用者に迷惑をかけると判断した方。
4. 正当な理由なく本クラブの従業員の指示に従わない方。

5.過去に本クラブで除名処分となったことがある、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方。

6.第23条で禁止されている行為を行った方。

第20条(損害賠償)

- 1.本クラブの施設利用に際して本人または第三者に生じた人的・物的事故については、会社は一切損害賠償の責を負いません。但し、会社の調査により会社に過失があると認められた場合には、会社は一定の補償をするものとします。
- 2.会員が本クラブの施設利用に際して会社、従業員または第三者に損害を与えた場合、親権者が速やかにその賠償の責に任じるものとします。

第21条(盗難)

会員が本クラブの利用に際して生じた盗難については、会社は一切損害賠償の責を負いません。また本クラブに設置されているロッカー等についても会員自身の責任と負担により、これを使用するものとし、収納物の盗難・毀損その他について一切の損害賠償・補償等の責任を負いません。但し、所定の方法により貴重品として会社に預けた場合は除きます。

第22条(紛失物・忘れ物・放置物)

- 1.会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。
- 2.忘れ物・放置物については、原則として2週間保管した後、処理させていただきます。

第23条(禁止事項)

本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員による次の行為を禁止します。

- 1.動物を施設内に持ち込むこと。
- 2.刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。
- 3.許可なく施設内で撮影・録音すること。
- 4.本クラブの器具・備品の損壊や持ち出し。施設内に落書きや造作をすること。
- 5.他人や従業員、本クラブ、会社を誹謗、中傷すること。
- 6.許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)や政治活動、署名活動をすること。
- 7.他人や従業員の身体を押す、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
- 8.痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- 9.他人や従業員を待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。
- 10.正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。
- 11.他人の施設利用を妨げる行為。
- 12.その他、本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

第24条(利用案内)

本会則に定めないクラブ運営事項については、施設内掲示あるいは利用案内または会社が別途定める規則に定めます。

4. 施設営業

第25条(営業時間)

営業時間は別途定めます。

第26条(コースの閉鎖)

会社は次の理由により、コースの閉鎖をすることがあります。

- 1.コースが定員に満たなかったとき。
- 2.運営上、開講が困難な事由が生じたとき。

第27条(休館)

1.本クラブは別途予め指定する期間を年次休館とするほか、施設点検日を定期休館とします。

2.1.の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。

- (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。
- (2) 行政指導、法令等重大な事由により、やむを得ないと会社が判断したとき。
- (3) 館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業が不可能と会社が判断したとき。

3.予め予定されている休業は、原則 2 週間前までに告知します。但し、2.(1) および 2.(2) の事由による休業については、会社は事前告知を要しないものとします。尚、諸会費・諸料金については別途会社が定める基準によるものとします。

4.施設の一部休業、2.(1) および2.(2) の事由による休業については、会社は会員に会費を返還しないものとします。また、2.(3) の事由による休館会費については、別途定めます。

第28条(施設の閉鎖および運営の廃止)

経営上の事情により本クラブおよび施設の閉鎖や廃止等が行なわれたとき、その他運営が困難と会社が判断したときには、会社は本クラブおよび施設の全部または一部の施設を閉鎖および運営の廃止をすることがあります。本クラブおよび施設の閉鎖や廃止が行なわれた場合、会社はその旨を会員に通知し、施設利用の終了ないし本クラブの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。

第29条(クラブの閉業)

会社は次の理由により、本クラブを閉業することがあります。

- 1.気象、災害等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。
- 2.経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

第30条(個人情報保護)

会社は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客様の個人情報をはじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言いたします。プライバシーポリシーは、会社ホームページに掲示いたします。

第31条(会則の改定)

会社は必要と認めた場合、本会則の改定を行うことができます。尚、改定内容は全会員に適用されるものとします。

第32条(告知方法)

本会則に関する会員への告知は、施設内への掲示とします。

附則

本会則は、2018年8月1日より施行いたします。

以上

株式会社ヴェルディ